

## 消費生活 センター通信 68



### クーリング・オフについて

事業者と消費者間の契約で、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

期間の起算日は、契約書面を受け取った日です。

#### 【適用される取引と期間】

- ① 店舗外（訪問販売など）・街頭で誘われて・目的を告げずに呼び出されての契約
  - ② 業者からの電話での契約
  - ③ エステ、外国語会話教室、結婚相手紹介サービスなど
  - ④ 店舗以外で業者が消費者から物を買収する契約
  - ⑤ マルチ商法の契約
  - ⑥ 内職、モニター商法の契約
- ※①～④は8日間、⑤・⑥は20日間

#### 【適用されない主な取引】

- ・店舗での購入
- ・テレビショッピング、インターネットショッピング、カタログ販売などの通信販売

- ・総額3千円未満の現金取引
- ・化粧品、健康食品などの消耗品で使用したもの
- ・葬儀、電気
- ・自動車、自動車リースなど

#### 【方法】

- ・クーリング・オフの意思を、期間内に販売会社、クレジット会社（クレジット契約の場合）に書面で通知する。内容証明・簡易書留など証拠の残る形で行う。

#### 【効果】

- ・通知書を発信した時点で契約解除
  - ・支払済代金の全額返金
  - ・受け取った商品の事業者負担での返品
  - ・すでに行われている工事の事業者負担での原状回復
- ※このほかにもクーリング・オフ制度のある契約があります。詳細・不明な点は消費生活センターにお問い合わせください。

消費生活センター

☎ 65・1206

受付時間：平日8時30分～17時